

# 厚生年金基金の課題等に関する要望

平成27年7月29日

企業年金連合会

各厚生年金基金における解散、代行返上、他制度への移行等、今後の方向性についての検討やその方向性に沿った取組が円滑に進められるように、企業年金連合会は、会員たる厚生年金基金の意見等を集約し、平成26年11月7日付で「厚生年金基金に関する要望」（以下「前回要望」という。）を行ったところである。

しかしながら、厚生年金基金においては、依然として多くの課題が残されており、特に中小企業における企業年金の存続・維持をいかにして図るのかは、極めて重要な課題である。

参議院厚生労働委員会による「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（平成25年6月18日）においては、「解散や移行が円滑に行われるよう体制の整備を図ること」、「基金及び母体企業への支援を行うこと」、「移行のための支援策を拡充すること」等の措置を講ずるべきとされているところであり、その趣旨に沿って、諸課題に対する適切な対応を図ることが求められている。

企業年金連合会としては、こうした観点から、会員たる厚生年金基金の意見等を踏まえて、前回要望の内容に加え、以下のとおり要望するものである。

## (1) 総合型DBへの移行に関する要望

厚生年金基金から総合型DBへの移行に関し、以下のような方策を講じていただきたい。

### ① 総合型DBへの円滑な移行に向けた措置

総合型DBの設立に係る申請諸手続の簡素化を図ることなどにより、総合型厚生年金基金の制度移行の受け皿として、総合型DBをより使いやすきものとしていただきたい。

### ② DB実施事業所の減少の特例に係る取扱い

今般の法律改正案においては、複数の事業主でDBを実施している場合の実施事業所の減少に係る手続の特例措置が盛り込まれているが、政省令等の整備などを通じて、当該措置を掛金の滞納への対抗措置として実効性のあるものとしていただきたい。

また、当該特例措置に係る規約変更申請手続について、簡素化を図るとともに、当該申請に対し迅速な認可、承認が行われるようにしていただきたい。その際、当該規約変更に係る代議員会については、書面開催によることができることとしていただきたい。

### ③ 複数の厚生年金基金の共同による総合型DBへの移行の支援

後継制度を検討している厚生年金基金の中には、移行が想定される加入者規模や資産規模から単独でのDB設立を困難に感じているところが少なくない。このような状況にある複数の基金が共同で総合型DBを設立することは、企業年金の存続・維持を図る上での選択肢の一つと考えられることから、先行事例に関する情報提供を行うなど、総合型DBの共同設立への支援を行っていただきたい。

## (2) 制度移行に対する弾力的な措置

代行返上によるDBへの移行については、現行では全事業所の同意が必要であるが、同意しない事業所がある場合、円滑な制度移行が行えず、場合によっては、やむを得ず基金解散を選択せざるを得ないこととなり、その結果として、企業年金を実施しない

事業所の増加も懸念される。

こうした中で、できる限り企業年金の存続・維持が図られるようにするため、企業年金制度の存続と廃止のそれぞれの方向で基金分割を行う際の手続要件等の緩和などの措置を講じていただきたい。

### (3) 厚生年金基金の解散等に係る参考資料作成への協力

企業年金連合会においては、厚生年金基金の解散等の議決から清算終了等に至るまでの間のスケジュール、業務内容等について具体的に分かるような参考資料の作成を予定しており、厚生労働省においてもご協力をいただきたい。

### (4) 日本年金機構の体制強化

解散・代行返上に伴う記録整備に関しては、今後数年間に作業が集中することが見込まれるため、日本年金機構に対して調査依頼を行った記録の回答について極力早い回答が行われるよう、日本年金機構の体制を強化していただきたい。

### (5) 新連合会への移行に際しての対応

解散する厚生年金基金の加入員等が残余財産の分配金を年金で受け取ることを希望する場合、企業年金連合会（存続連合会）に当該分配金を持ち込むことにより通算企業年金の受給につなげることができる仕組みとなっているが、将来、存続連合会が新連合会に移行する際に、当該者の年金受給の権利がどのようになるのかについては、現時点では不透明な状況である。

新連合会への移行に際しては、可能な限り中途脱退者等及び受給者に不安を抱かせることがないように、しっかりとした対応を行うことが重要であり、こうした観点から、厚生労働省においても、企業年金連合会と十分な連携を図っていただきたい。

## (6) 厚生年金基金におけるマイナンバー対応について

平成28年1月から運用が開始されるマイナンバー制度への厚生年金基金の対応について、適時、適切な情報提供を行っていただきたい。

また、多くの基金が解散・代行返上に向けた対応を進めている中で、受給者等のマイナンバー情報を入手し、源泉徴収票等に対してマイナンバーを記載する事務を行うことは、大変重い負担となることが予想されることから、事務負担の軽減が図られるよう、速やかに関係当局と調整を行っていただきたい。

## (7) 基礎年金番号の変更情報の提供

今般の日本年金機構からの個人情報流出事案により流出した基礎年金番号については、今後変更が行われるとされているが、一方、厚生年金基金における年金裁定や在老支給停止事務、基金解散時の記録整備等においては、基礎年金番号を確認することが必須である。

基礎年金番号が変更された当該者からの届出により、基金が当該変更情報を全て収集・管理することは実質的に困難であり、当局から変更情報の提供が行われるようにしていただきたい。

## (8) 解散基金の職員の雇用確保

解散基金の職員の再雇用先の確保は、非常に切実な問題であり、関係機関等での再雇用につながるよう、ご尽力をいただきたい。

以上